

# 車両系建設機械 運転技能講習

(機体重量3トン以上)

整地等 登録第11号 解体 登録第10号

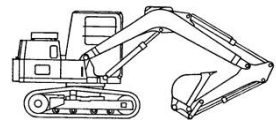
機体重量3トン以上の建設機械（ブルドーザー、ユンボ、鉄骨切断機等）の運転業務は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。そこで、当協会では次の要領で標記講習を実施いたします。

記

## 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

実施日 日程表にてご確認ください

会場 筑紫野会場、戸畑会場



受講料・受講区分（講習時間）

受講料	受講区分（講習時間）
43,200円 (消費税含む)	14H ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・自動車運転免許を有し、車両系建設機械(整地等)(解体用)、不整地運搬車特別教育のいずれかを修了し、その後3ヶ月以上の経験がある方(★) ・不整地運搬車運転技能講習修了者
81,000円 (消費税含む)	38H ・上記以外(全科目受講)の方

(★)印：実務経験の事業主証明が必要です

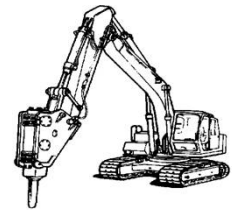
テキスト代 1,620円 (消費税含む)

定員 区分14H…10名、区分38H…20名(定員になり次第締め切ります)

## 車両系建設機械（解体用）運転技能講習

実施日 日程表にてご確認ください

会場 筑紫野会場、戸畑会場



受講料・受講区分（講習時間）

受講料	受講区分（講習時間）
18,360円 (消費税含む)	5H ・車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者

テキスト代 1,620円 (消費税含む)

定員 10名(定員になり次第締め切ります)

お問合せ・申込み先

(公社) 福岡県労働基準協会連合会 直鞍支部

〒822-0017 直方市殿町7-50 直方商工会議所会館3階(直鞍労働基準協会内)

電話(0949)25-0161 FAX(0949)28-9765

**申込方法**

- ・満18歳以上の方が対象です。講習ごとの受講区分を確認してください。
- ・技能講習申込書に必要事項を記入・押印のうえ、①～⑤を添えて申込みください。
  - ① 証明写真1枚 ※申込書に貼付  
(横2.4×縦3.0cm、申込前6ヶ月以内に撮影、上三分身、正面脱帽、無背景、裏面に氏名記入)
  - ② 記載事項確認書類の写し ※氏名、生年月日、現住所が確認できるものに限る  
(自動車運転免許証、住民票:交付後6ヶ月以内、在留カード等)
  - ③ 受講区分を証明する資格証の写し (区分38Hを除く)
  - ④ 区分14H(★)印に該当する方は、**運転業務の経験証明**  
(様式は当協会にありますので申し出てください)
  - ⑤ 受講料・テキスト代
- ・申込書を郵送された場合の受講料及びテキスト代は「現金書留」または「銀行振込」いずれかの方法でお願いします。

**振込先** ※振込手数料は、ご負担ください。

★助成金ご利用の場合は、**振込先が異なりますので申込後に別途ご案内いたします。**  
 福岡銀行 直方支店（普通）2566379 公益社団法人福岡県労働基準協会連合会直鞍支部

**注意事項**

- ・既納の受講料等は返金いたしません。当日受講できない時は受講者の変更をしてください。
- ・遅刻、早退、欠席について受講は無効となります。次回への繰延べはできません。
- ・台風や積雪、強風等の安全確保が困難な状況や、受講希望者が定数に満たない場合は中止もしくは変更、延期する場合がございます。
- ・事務局へお出での際は、外出している事がありますので、電話でお確かめのうえ、お出でください。

中小建設事業主等が、雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費及び賃金の一部を助成する制度です。

**支給要件**

2018年2月現在

- ・資本金もしくは出資総額3億円以下または常用労働者数300人以下であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12/1,000であること。
- ・講習を受ける者が被保険者であること。

**注意事項**

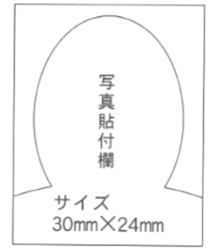
- ・助成金を利用して講習を申込む際は、必ず事前に当協会へご連絡をお願いします。
- ・講習開始1週間前までに労働局へ計画届の届出をしていない場合は、助成金のご利用ができませんので、ご注意ください。

# 技能講習申込書

【証明写真1枚貼付】  
 \* 修了証に使用いたします  
 ・撮影後6ヶ月以内  
 ・上半身無帽、無背景  
 ・他、案内書記載の通り

技能講習一覧表【下記より受講される講習を一つ選び番号と区分に○印して下さい】	
1. 床上操作式クレーン { 20H・16H }	5. 車両系(解体用) { 5H }
2. 小型移動式クレーン { 20H・16H・高校生(20H) }	6. 高所作業車 { 17H・14H・12H }
3. フォークリフト { 35H・31H・11H・高校生(35H) }	7. 玉掛け { 19H・16H・15H・高校生(19H) }
4. 車両系(整地等) { 38H・14H }	8. ガス溶接 { 13H・高校生(13H) }

注1) 修了証の統合を希望の方は、当連合会発行の**技能講習修了証(原本)を全て当日持参**  
 注2) 必ず**黒のボールペンで記入**して下さい。(鉛筆やフリクション等の消せる筆記具不可)  
 注3) **修正テープ・ペン**を用いての修正**不可**(修正箇所は**訂正印が必要**です)



フリガナ				※受講番号
氏名	(印)			※修了番号
生年月日	昭・平	年	月 日 (満 歳)	※修了年月日
現住所	□□□□ - □□□□	TEL	携帯	
注4) 氏名、生年月日、現住所は <b>記載事項確認書類</b> と同一であること、本人直筆の場合は捺印不要				
勤務先	□□□□ - □□□□	都道府県	担当部署	
(個人での申込みは記載不要)	名称		担当者名	
		TEL	FAX	
上記以外の送付先を希望の方は下段に記載	修了証等送付先	勤務先・現住所・他	「受講希望日」	月 日～の分
□□□□ - □□□□				
	TEL		FAX	

【講習一部免除者】 受講する講習の区分に必要な免許証または修了証に○印の上、その資格証のコピーを添付して下さい。

技能講習		特別教育	運転士免許	自動車運転免許
1. 車両系(整地等)	6. ショベルローダー	1. 車両系(整地等)	1. クレーン	1. 大型特殊
2. 車両系(解体用)	7. 小型移動式クレーン	2. 車両系(解体用)	2. 移動式クレーン	2. 大型特殊(カタピラ限定)
3. 車両系(基礎工事用)	8. 床上操作式クレーン	3. 車両系(基礎工事用)	3. デリック	3. 大型・中型・準中型・普通
4. 不整地運搬車	9. 玉掛け	4. 不整地運搬車	4. 揚貨装置	4. 無し
5. フォークリフト	10. 高所作業車	5. フォークリフト		

※事業主の証明が必要な区分については、別紙にて証明の上添付下さい。

修了証の統合は当連合会発行の技能講習のみ  
 {修了証回収のうえ統合します}

【記載事項確認書類】 (必ず下記書類いずれかの写しを添付)

**\*講習中に回収できない場合は統合できません\***

自動車免許証 <input type="checkbox"/>	住民票 <input type="checkbox"/>	在留カード等 <input type="checkbox"/>	学生証 <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>
住民票は、 <b>交付後6ヶ月以内のもの</b> に限ります。 他は <b>有効期限内のもの</b> に限ります。				
【記載事項確認書類の写しを添付することに同意します。】				
はい ・ いいえ				

※受講区分	— H
※助成金	経費助成 ・ 賃金助成

【注意事項】

- ※印以外は**全て記入**してください。
- 申込後の受講料等は**返金いたしません。**  
(日程変更は最初の申込日程より3ヶ月以内です)
- 申込された日程を全て受講されないと修了証は発行いたしません。

※統合確認	プレ	乾燥	酸欠	酸硫	特化	鉛	有機	特四
	床上	小ク	フォ	整地	解体	高所	玉掛	ガス

個人情報の取り扱いについて

この申込書にご記入頂いた個人情報は、講習業務の手續き、その他講習情報提供に利用いたします。  
 また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

実施管理者	受付担当者

申込年月日： 年 月 日

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会会長 殿